

議案第105号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年12月20日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成7年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和38年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1泊（2食付）1人 8,000円以内」を「1人1泊 8,700円以内」に改め、同条第2号中「5,000円以内」を「6,000円以内」に改め、同条第5号中「250円以内」を「500円以内」に改める。

第3条ただし書中「支配人」を「館長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定及び同条第5号の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例第2条第1号の規定は、この条例の施行の日以後の宿泊者について適用し、同日前の宿泊者については、なお従前の例による。